

平成23年度 第1回京都市政策評価委員会

日時：平成23年12月9日（金）

午後1時30分～午後3時30分

場所：職員会館かもがわ第5会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

- 1 正副委員長の選任
- 2 平成23年度のスケジュール 資料1
- 3 平成23年度政策評価の取組状況及び政策評価結果 資料2
- 4 市民意見の受付状況 資料3
- 5 その他

3 閉 会

（参考資料）

- 1 京都市政策評価委員会設置要綱
- 2 政策評価制度に関する意見
- 3 政策重要度と市民生活実感のマトリックス
- 4 政策・施策評価結果一覧

京都市政策評価委員会委員名簿

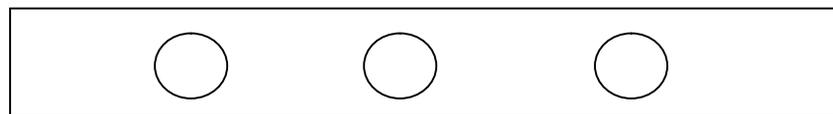
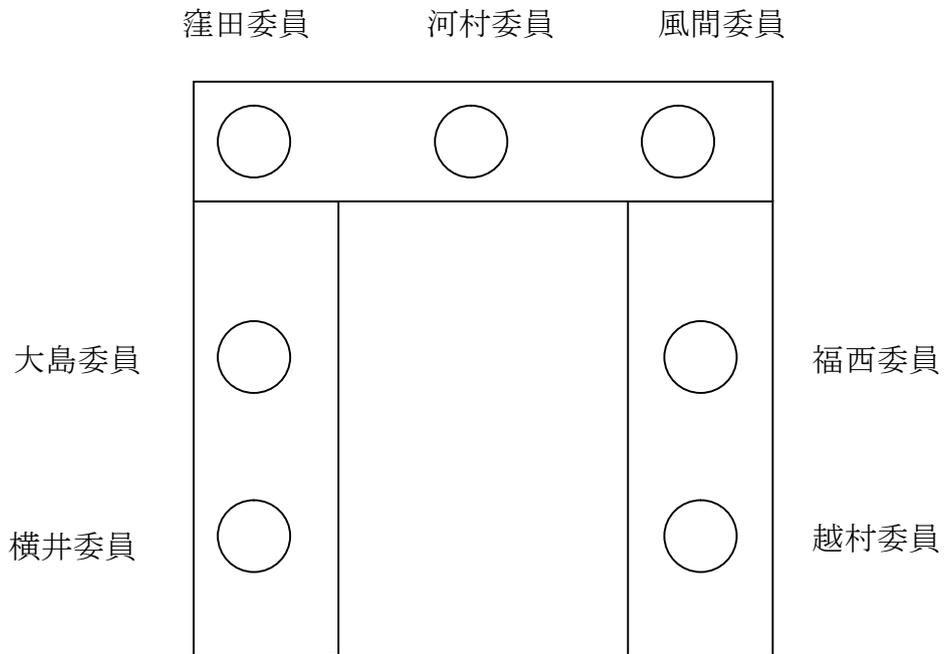
(敬称略・50音順)

氏名	役職等
おおしま さちこ 大島 祥子	楽洛まちぶら会事務局, スーク創生事務所代表
かざま のりお 風間 規男	同志社大学政策学部教授
かわむら りつこ 河村 律子	立命館大学国際関係学部准教授
くぼた よしお 窪田 好男	京都府立大学公共政策学部准教授
こしむら みほこ 越村 美保子	公募委員
ふくにし のぶじ 福西 惟次	公募委員
よこい やすし 横井 康	あずさ監査法人本部理事

任期：3年

- ・学識委員 平成23年7月1日～平成26年6月30日
- ・公募委員 平成23年9月1日～平成26年8月31日

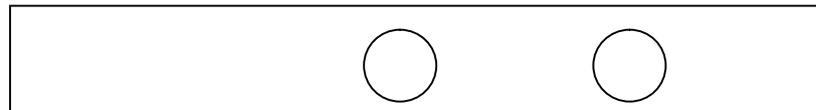
平成23年度 第1回京都市政策評価委員会 配席図



西野
部長

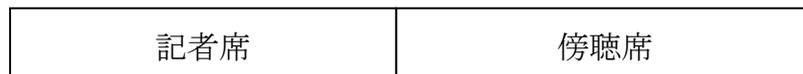
西村
局長

西窪
課長



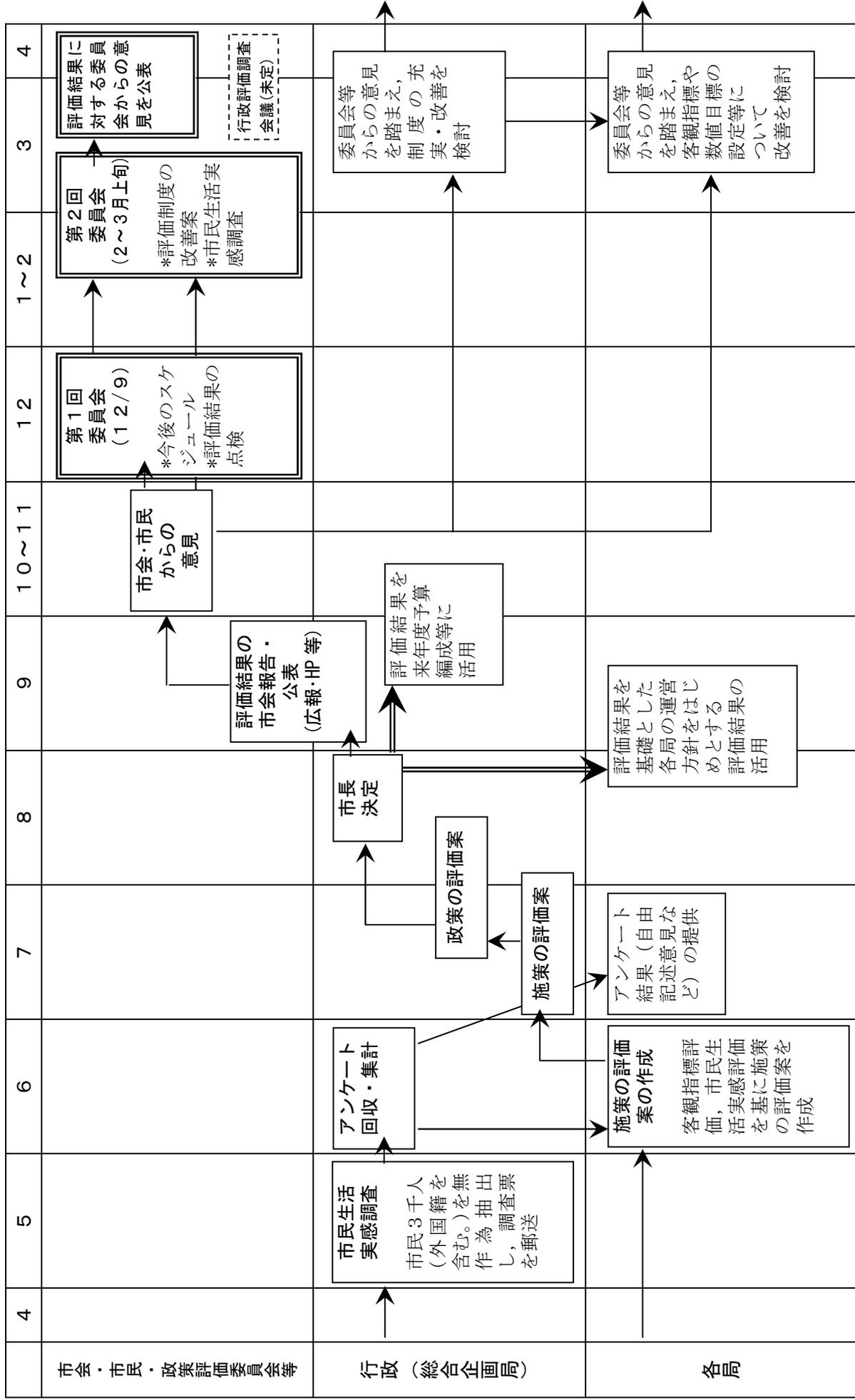
田近
係長

長谷川



(出入口)

平成 23 年度政策評価実施スケジュール



平成 23 年度政策評価の取組状況

「政策評価制度に関する意見－「はばたけ未来へ！ 京（みやこ）プラン（京都市基本計画）」に対応した政策評価制度の実施に向けて－」（平成 23 年 4 月）に基づき、平成 23 年度から「はばたけ未来へ！ 京（みやこ）プラン（京都市基本計画）（第 2 期）」の政策体系をベースとした政策評価を実施しました。

➤ 参考資料 2

1 取組の経過

平成 23 年度 5 月 市民生活実感調査を実施
調査期間：5 月 12 日（木）～6 月 3 日（金）
9 月 政策評価結果市会報告・広報発表

2 市民生活実感調査

「京プラン」の「政策の体系」中「みんなで目指す 10 年後の姿」に対応した設問により調査を実施しました。

➤ 別添「市民生活実感調査 調査票」参照

市民生活実感調査に関する政策評価委員会からの意見

○ 「京プラン」の「みんなで目指す 10 年後の姿」一つにつき 1 問の設問を作成すること。

・回収状況（調査対象者 3,000 人）

年度	有効回答数	回収率
23	1,157	38.6%
22	1,222	40.7%
21	1,272	42.4%

・生活実感（設問数 130 問：各設問につき 5 段階評価）

【調査結果】

a (大変良い状況にある)	b (やや良い状況にある)	c (どちらとも言えない)	d (やや悪い状況にある)	e (大変悪い状況にある)	計
18 (13.8%)	47 (36.2%)	54 (41.5%)	11 (8.5%)	0	130

・政策重要度（27 の政策分野から 5 分野まで選択回答）

【上位】

①高齢者福祉，②子育て支援，③消防・防災，④環境，⑤市民生活の安全

➤ 参考資料 3

- ・自由記述意見数 569件（記述率49.2%）

【意見が多かった分野（複数回答）】

分野	件数（割合）	主な意見
歩くまち	128（22.5%）	交通渋滞の解消，公共交通の充実
アンケート全般	93（16.3%）	分野によって回答しづらい設問がある
道と緑	68（11.6%）	道路幅の拡充，公園の設置
市民生活とコミュニティ	59（10.4%）	地域での交流の活性化
高齢者福祉	52（9.1%）	介護サービス及び医療の充実
財政・税	52（9.1%）	財政の再建，税金の有効活用

3 客観指標

政策・施策の各レベルに応じた目標を明らかにし，その目標に適切に対応する指標を新たに設定する作業を行いました。

客観指標に関する政策評価委員会からの意見

- 政策・施策それぞれのレベルに応じた別の客観指標を設定すること。
- 1以上で当該政策又は施策に応じた適切な個数の指標を設定すること。
- 同一施策に係る複数の指標の中で当該施策に占めるウエイトが高いものとそうでないものが混在する場合に，妥当な評価結果が導き出されるよう，ウエイト付けを導入すること。

(1) 客観指標の見直し

ア 政策レベルの指標の設定

従来の政策指標は，施策指標の中から主要なものを選んで設定していましたが，今回から施策指標とは別に，政策の目標に対応した指標について，1以上で当該政策に応じた適切な個数を設定しました。

イ 施策指標の質の向上

従来の施策指標は，各施策につき3から5個程度の指標と，補足的な準指標を設定していました。今回からは，指標の質の向上を図るため，1以上で当該施策に応じた適切な個数の指標を設定するとともに，同一施策に係る複数の指標の中で当該施策に占めるウエイトが高いものとそうでないものが混在する場合に，それを選別して施策指標のウエイト付けを行いました。これに伴い，準指標は廃止しました。

(2) 客観指標の数

上記のとおり客観指標の抜本的な見直しを行った結果，今回新たに設定した指標の数は，政策・施策全体で294となりました。このうち33の指標については，政策・施策の今後の展開のために新たに実態調査を開始すること等か

ら、次回以降、調査の実績値を踏まえた目標値を設定し、客観指標評価を行うこととしています。

(3) 客観指標の評価結果

a	b	c	d	e	計
136 (52.1%)	67 (25.7%)	29 (11.1%)	14 (5.4%)	15 (5.7%)	261

4 評価票

施策評価票の「この施策を構成する事務事業」欄に掲載する事務事業評価結果について、従来は前年度分を掲載していましたが、今回は同年度分を掲載しました。

評価票に関する政策評価委員会からの意見

- これまでは、施策評価票に前年度の事務事業の評価結果を掲載していたが、事務事業評価とのより一層の連携を図る観点から、同年度の事務事業の評価結果を掲載すること。

➤ [別添「政策評価 評価票」参照](#)

5 評価結果の公表及び周知

政策評価結果のホームページ掲載に当たっては、政策・施策・事務事業のつながりが分かるよう改善しました。

これまでも、各政策と下位の施策の評価票を同じページから閲覧することができましたが、さらに、施策の下位にある事務事業の評価票も同じページから閲覧できる構成としました。

平成23年度政策評価結果

1 政策の評価

政策27項目の評価結果の内訳

A	B	C	D	E	計
2 (7.4%)	19 (70.4%)	6 (22.2%)	0	0	27

○ A評価の政策

大学、**保健衛生・医療**の2政策がA評価となりました。

大学については、客観指標としている市内学生数の全国学生数に占める割合がa評価となり、市民生活実感評価の「大学のまちとしての学びの環境の充実」と「大学の研究成果の高さ」に関する設問の回答結果がa評価であったことによります。

保健衛生・医療については、客観指標としている健康寿命（男女別）がa評価となり、市民生活実感評価の「公共の場での禁煙の進展」に関する設問の回答結果がa評価であったことによります。

2 施策の評価

施策114項目の評価結果の内訳

A	B	C	D	E	計
22 (19.3%)	62 (54.4%)	28 (24.6%)	2 (1.7%)	0	114

(1) 施策の総合評価結果が高かった政策分野

政策を構成する施策の総合評価結果が全体的に高かった政策分野は、**環境**、**大学**、**学校教育**の3政策でした。**環境**は、当該政策を構成する3施策のうち2施策がA評価で、自然環境等の保全と、循環型社会の構築に関する施策で高い評価を受けました。**大学**は、4施策中2施策がA評価で、学び住み続けたいとなる「大学のまち」の実現と、大学の国際化に関する施策で高い評価を受けました。**学校教育**は、4施策中2施策がA評価で、市民ぐるみの教育の推進と、子どもたちに「生きる力」を育む教育の推進に関する施策で高い評価を受けました。

(2) 施策の総合評価結果が低かった政策分野

政策を構成する施策の総合評価結果が全体的に低かった政策分野は、**市民生活とコミュニティ**、**スポーツ**、**住宅**の3政策でした。**市民生活とコミュニティ**では、地域コミュニティの活性化のための担い手づくりが、**スポーツ**では、市民がトップスポーツに身近に触れる機会の確保が、**住宅**では、平成の京町家（京都型の環境配慮住宅）の普及が、それぞれ主な課題となっています。

➤ **参考資料4**

市民意見の受付状況について

【行政評価条例（市民の意見申出）】

第18条 市民は、行政評価等の方法、結果その他の事項に関し、当該行政評価等を実施する実施機関に対し、意見を申し出ることができる。

2 実施機関は、前項の意見を受けた場合においては、これを誠実に処理し、その処理の結果を公表しなければならない。

3 前項に定めるもののほか、実施機関は、行政評価に係る意見にあつては当該行政評価を所管する委員会がある場合には当該委員会に、外郭団体経営評価に係る意見にあつては専門員に当該意見の処理の結果を報告しなければならない。

1 受付状況（政策評価制度に対する意見に限る）

平成19年度：9件
 平成20年度：0件
 平成21年度：0件
 平成22年度：8件
 平成23年度：3件

2 回答案

新たに受け付けた意見とそれに対する京都市の対応（案）は以下のとおりです。

	御意見	対応（案）
市民生活実感調査について		
1	市民生活実感調査の対象が3,000人、有効回答が1,200人分では少ないのではないかと。	初調査の際、専門家の御意見を踏まえ、500人分のサンプルが得られるよう調査対象者数を決定しました。有効回答数の維持と向上については、これまでも設問の表現や調査票の様式の見直しなどを行ってきましたが、今後も引き続き工夫を行ってまいります。
2	市民生活実感調査を郵送による調査ではなくインターネットで行ってはどうか。	インターネットを利用できる状況にない方も含めて回答していただけるよう、郵送による調査としています。御指摘の点については、将来的な課題とさせていただきます。
3	市民生活実感調査は20代・30代や学生など若年層の回答が少ない。住民票を地元に残す学生が多いため、住基から調査対象者を抽出する方法を見直すべきではないかと。	調査対象者の選定は、調査の恣意性を排除するため、住民基本台帳及び外国人登録から無作為抽出を行っています。若年層をはじめ、全体の回答数を向上させるため、今後も引き続き調査の手法等の工夫を行ってまいります。

4	市民生活実感調査の「政策の重要度」を見ると、市民は福祉や生活安全を重視しているのに、観光や環境に力を入れ過ぎではないか。	本市では、福祉や生活の安全の分野だけでなく、観光や環境も重要な政策分野として考えています。そのうえで、市民生活実感調査から得られた結果については、政策の立案や推進に反映しております。
客観指標について		
5	客観指標の5段階評価が簡単にa評価になるものとそうでないものがあるので、基準を統一するべきではないか。	客観指標は、各政策・施策の目的に応じて設定しており、その内容が多種多様であることから、一律の評価基準を設けることは困難です。指標ごとの評価の基準については、市民の皆様に分かりやすいものとなるよう必要な見直しを行ってまいります。
政策評価制度について		
6	評価結果がどのように活用されているのか、市民にも分かりやすく示してほしい。	評価結果については、各局区において政策の企画立案や予算編成に積極的に活用することとしています。今後、より一層評価結果の活用手法について検討し、市民の皆様に分かりやすい広報を目指してまいります。
7	評価制度自体を費用対効果の高いものにするべきではないか。	事務費・人件費などの年間経費は、市民生活実感調査結果集計委託費の抑制等により、近年減少を続けています。 評価制度の効果としては、評価制度の活用が進むことが重要であるため、今後、より一層評価結果の活用が進むよう検討してまいります。
8	(平成22年度までの政策評価において)政策・施策の1番目が「人権文化の尊重」であることは素晴らしい。	平成23年度から取組期間が開始した京都市基本計画「はばたけ未来へ！京(みやこ)プラン」では、政策分野の1番目は「環境」になりましたが、「人権」分野についても、重要な政策分野の1つとして位置付け引き続き取組みを進めてまいります。
政策評価委員会について		
9	公募委員の応募資格に公務員でない者があるが、京都市の職員でなければ、応募資格を与えるべきではないか。公務員にも多様な職種があり幅広い意見が聞けるのではないか。	御指摘の応募資格は、政策評価委員会に限らず、本市の審議会に共通するものとなっています。委員会の役割として、行政以外の立場から提案や助言を行っていただくことを期待しているため、公務員の方は御応募いただけないこととしています。 御指摘の点につきましては、審議会を統括する部署(総合企画局市民協働政策推進室)にも貴重な御意見として申し伝えます。

市民意見申出制度について		
10	<p>市民意見申出制度について、ホームページに記載されている意見の処理手順が、行政評価条例の規定に即していないのではないかと。</p> <p>【ホームページの記載】</p> <p>「いただいた御意見，御提案とそれらに対する<u>京都市の考え方</u>については，<u>原則として，年2回開催する京都市政策評価委員会で御審議いただいたうえで</u>，このホームページ上で公表します。」</p> <p>【御指摘の点】</p> <p>行政評価条例には，「実施機関は，意見を受けた場合においてはこれを誠実に処理する」と定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「処理する」とは「対応できることはする」という意味であり，「考え方を公表する」では不十分ではないか。 ・市民からの意見は，実施機関（京都市）が処理することとされている。委員会での審議は必須ではないのではないかと。 	<p>御指摘の点を踏まえ，市民の皆様には行政評価条例の趣旨をより正確にお伝えできるよう，ホームページの記載内容を修正いたしました。</p> <p>【修正後のホームページの記載】</p> <p>「いただいた御意見，御提案は，<u>行政評価条例の意見申出制度に基づき誠実に処理し，その結果についてホームページで公表します。</u>」</p>
11	<p>委員会への諮問を要しない意見に対しては，迅速に対応し，結果を公表すべきではないかと。</p>	<p>これまで，市民の方から頂いた意見については，意見の内容と対応案を委員会で提示したうえで，ホームページで公表していました。</p> <p>今後，頂いた意見については，できるだけ速やかに意見の内容と対応をホームページで公表してまいります。そのうえで，委員会に結果を報告していくこととします。</p>